

青森県報

第四千二百二十四号

平成二十八年
三月十八日
(金曜日)

目次

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則……………

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則……………
青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則……………
青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………

(人事課)……………一
(保健衛生課)……………二
(同)……………二
(建築住宅課)……………三

訓令

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓
令……………

(新産業課)……………三

告示

救急病院の設置……………

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………
身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………
障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届
出……………

(医療業務課)……………三
(高齢福祉
保険課)……………四
(同)……………四
(障害福祉課)……………四
(労政・能力
開発課)……………四
(監理課)……………四
(同)……………五

公告

公共測量の終了……………

(同)……………五

入会林野整備計画の適当の決定……………

地籍調査の成果の認証……………

建設業者の許可の取消し……………

出先機関……………

土地改良区の役員の退任……………

(林政課)……………五

(農村整備課)……………五

(上北地域
民局)……………六

(同)……………六

(西北地域
民局)……………六

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(青森県景観条例施行規則に基づく事務)

第三条 特例条例第三十六条第八号に規定する青森県景観条例(平成八年三月青森県条例第二号)の施行に関する事務のうち、同条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものは、青森県景観条例施行規則(平成八年三月青森県規則第四十三号。以下「景観規則」という。)に基づく次に掲げる事務とする。

一 景観規則第六条の規定による大規模行為景観形成基準に適合していると認める旨の通知に関すること。

二 景観規則第七条の規定による氏名及び名称並びに住所の変更並びに大規模行為のとりやめの届出の受理に関すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県理容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様在中「免許証番号」を「登録番号」に

「開設予定年月日	年	月	日
----------	---	---	---

を

「開設予定年月日	年	月	日
同一の場所で現に開設している美容所の名称			
同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日	年	月	日

に

次に、同様の趣意中「年」と「月」の次に「日」の欄を追加する。

2 「管理理容師」の欄は、理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合に記入すること。

3 「同一の場所で現に開設している美容所の名称」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に開設している美容所がある場合に記入すること。

4 「同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で開設しようとしている美容所がある場合（美容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にする場合に限る。）に記入すること。

第二号様中の趣意

「理容所の名称	
---------	--

を

「理容所の名称 (兼営所の名称)	()
---------------------	-----

に改め、同様式の欄中

「免許証番号」を「登録番号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県美容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様在中「免許証番号」を「登録番号」に

「開設予定年月日	年	月	日
----------	---	---	---

を

「開設予定年月日	年	月	日
同一の場所で現に開設している理容所の名称			
同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日	年	月	日

に

次に、同様の趣意中「年」と「月」の次に「日」の欄を追加する。

2 「管理美容師」の欄は、美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合に記入すること。

3 「同一の場所で現に開設している理容所の名称」の欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で現に開設している理容所がある場合に記入すること。

4 「同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で開設しようとしている理容所がある場合（理容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にする場合に限る。）に記入すること。
第二号様式の表中

美容所の名称	を
美容所の名称 (理容所の名称)	に改め、同様式の表中

「免許証番号」を「登録番号」に改める。
附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号
青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一小柳団地の項中「三百四十四戸」を「二百五十六戸」に改め、「児童遊園」を削る。
附 則

この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二号

各 出 先 機 関
一 般
青森県職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県職員職務発明等に関する規程（平成十年三月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。
第九条第六項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に、「対価」を「利益」に、「第三十五条第五項」を「第三十五条第七項」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第九十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	平成三十一年三月三十一日

青森県告示第百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社一 弘前市大字境関 字亥ノ宮五三の 一四	名称又は 名	指定居宅サービス事業者	
	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 所
訪問介護 業所円	訪問介護 業所円	名 称	所在地
	弘前市大字三世 寺字月見野五三 の一	所在地	指定 年月日
平成 二六・三・一四			

青森県告示第百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社一 弘前市大字境関 字亥ノ宮五三の 一四	名称又は 名	指定介護予防サービス 事業 者	
	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行 う 事業 所
訪問介護 業所円	訪問介護 業所円	名 称	所在地
	弘前市大字三世 寺字月見野五三 の一	所在地	指定 年月日
平成 二六・三・一四			

青森県告示第百二十号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

前田 俊一	氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 辞 退 年 月 日
	八戸市立市民 病院	八戸市大字田向 字毘沙門平一	内科（ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫 機能障害）	平成 二六・四・一

青森県告示第百二十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	住 所	事 務 所 の 所 在 地	変 更 予 定 年 月 日
変更前	社会福祉法人 藤聖母園	青森市奥野三丁目 七の一	青森市奥野二丁目 二五の九	平成二六・四・一
変更後			青森市大字筒井字 八ツ橋五一の二	

青森県告示第百二十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成二十七年五月七日から平成二十八年二月二十九日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百三三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業期間

平成二十七年六月十五日から平成二十八年二月二十九日まで

三 作業地域

青森市

弘前市

八戸市

三沢市

上北郡七戸町

公 告

入会林野整備計画の適当の決定

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二

十六号）第六条第一項の規定により、山子漆原入会林野整備組合に係る山子漆原入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類の名称

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年三月十九日から四月十八日まで

三 縦覧の場所

青森県農林水産部林政課

鯉ヶ沢町役場

地籍調査の成果の認証

弘前市、八戸市及び五所川原市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
弘前市	范中 外瀬一丁目、外瀬二丁目、 藤野一丁目、藤野二丁目	岩井の一部
八戸市	鮫町	上鮫、鮫の一部、下松苗場、日出町、 二子石、持越沢
五所川原市	金木町喜良市相野山の一部	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社蛭名建築
- 二 代表者の氏名 蛭名 輝雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字二十平九三の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇五一八号
- 五 取消年月日 平成二十八年三月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白山溜池土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月十八日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員の内任の区別	氏名	住 所	内任の年月日
理事	鳴海 孝一	五所川原市大字飯詰字朝日沢田三六	平成二六・一・三

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭